

学校におけるいじめ防止等のための基本方針

埼玉県立大宮高等学校

平成26年2月

平成29年2月改定

もくじ

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 学校におけるいじめ対策	
(1) いじめの防止	2
(2) 早期発見	3
(3) いじめに対する措置	3
3 校内組織	
(1) いじめ防止等対策委員会	4
(2) 重大事態対応	5
4 懲戒処分	5
5 いじめの未然防止策に係るP D C Aサイクル	6
6 保護者の責務	6
7 年間計画	7
参考資料 生徒指導ハンドブック「New I's」	8
参考資料 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の概要	10

はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、埼玉県立大宮高等学校におけるいじめの防止等に関し基本的な方針を定めるものである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
（学校いじめ防止基本方針）
第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）を基準としていじめを下の図すべての場合としてとらえる。

A（加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有）
例 加害生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害生徒がそれを苦痛に感じている。

加→いじめ加害の認識有 被→いじめ被害の認識無	C	加→いじめ加害の認識有 被→いじめ被害の認識有	A
被害認識		加→いじめ加害の認識無 被→いじめ被害の認識無	B
			D
			加害認識

B（加害生徒に加害の認識無、被害生徒に被害の認識有）

例 加害生徒は会うたびに殴ったり、蹴ったりと一方的に暴力行為を行うが、それは仲間同士の遊びのうちだと思っている。しかし、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

C（加害生徒にいじめ加害の認識有、被害生徒にいじめ被害の認識無）

例 加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害生徒はその事実を知らなかった。

D（加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無）

例 加害生徒は、便所に閉じ込めたり、会うたびに暴力を振るったりと一方的に嫌がらせを行っているが、それは仲間同士の遊びのうちだと思っている。被害生徒も性格的にそれを許容してしまっている。しかし、まわりから見ると、一方的であり、明らかに行き過ぎた行為としていじめに見える。

図 いじめの4様態

一般的な生徒指導（暴力、器物破損、喫煙など）では、あくまでも「行為」に対して指導を行うのが基本である。しかし、いじめは「行為」そのものよりも、それによる「心的結果」に対して指導を行うことが多い。その違いを理解して指導することが肝要である。一般的な生徒指導との指導の観点の違いが「いじめ問題」の難しさである。

本校では教員（特定の教員のみによることなく、後述のいじめ防止等の対策のための組織を含む）がいじめられていると思われる生徒の状況や周辺の状況を客観的に確認、判断することにより、図の4様態すべてのカテゴリーにおいていじめと判断し、対応するものとする。

特にBやDの様態においては、加害生徒にいじめている認識がないため、加害生徒及びその保護者に対し、いじめと理解させることに困難を伴うことも予想されるが、望ましい人間関係の構築及び重大事態防止の観点から積極的にいじめと判断していく。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

2 学校におけるいじめ対策

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組むこととする。いじめ未然防止の基本的な取組として、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがある。どんなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教師としてはっきり示し、生命を大切にす指導を強力に推進する。

ア 教師の言動・姿勢

- (ア) 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない
- (イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる

- (ウ) いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する
- (エ) 日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める
- (オ) 日ごろの発言や指導においていじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらぬ雰囲気づくりを行う

イ 学級経営

- (ア) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する
- (イ) 生徒一人一人の居場所づくりに配慮する
- (ウ) 生徒が、クラスの一員としての役割を果たせる学級経営を心掛ける

ウ 学習指導

- (ア) 学ぶ意欲を持たせる、わかる授業を心掛ける
- (イ) 授業改善に努め、生徒一人一人の参加意識を高める

(2) 早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付きにくく、また判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、「いじめかもしれない」との疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて複数回の面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教員が個人で判断することや、一部の教員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応する。また、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

ア 加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ 被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。生徒のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、生徒との信頼関係を築いておく。

ウ 観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

エ 傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。ま

た、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ 集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高める。

3 校内組織

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条に基づき、いじめの防止等に関する委員会を置くものとする。

(1) いじめ防止等対策委員会

教頭2名、生徒指導主任、学年主任、養護教諭1名、必要に応じて担任、生徒指導部教育相談係1名を充て、いじめ防止等対策委員会を置く。当該委員会は以下の業務を行うものとする。

ア いじめの未然防止のため企画立案

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

特に、「加害生徒」、「被害生徒」という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば部活動での上下関係など）や、「観衆生徒」としてはやし立てるとりまきの存在、見て見ぬふりの「傍観生徒」の存在など集団生活での個々人の在り方について考えさせていく必要がある。

具体的な企画としては、全校集会等での生徒指導主任の講話、LHRでの話し合い、在り方生き方教室、非行防止教室などが考えられる。

イ いじめの早期発見ができる学校づくり

いじめは、物理的な暴力以外にも暴力を伴わないもの（仲間外れ、無視、陰口）を含め、その発現には多様なものがある。そのため、教員一人一人が、生徒やクラスのわずかな変化も見逃さず、かつ複数の教員で確認できる体制が必要である。

担任や副担任、養護教諭、授業担当者が十分に連携し、生徒の状況について情報共有を図るとともに、担任会や生徒指導部教育相談係による生徒状況把握やいじめに関する教員研修等を行う。

ウ いじめ発生時の対応業務

いじめに当たるか否かの判断を待って対応するのではなく、まずは被害生徒側の観点に立ち、「いじめかもしれない」と判断して早期に次のような対応や行動をしていく。

- ・被害生徒からの聞き取り
- ・被害生徒のケア（場合によっては生徒指導部教育相談係に要請）
- ・保護者への対応
- ・周囲の生徒からの聞き取り
- ・加害生徒からの聞き取り
- ・回復措置（被害生徒の回復、クラス・部活動の正常化、加害生徒の反省）

(2) 重大事態対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は県教育委員会に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、県教育委員会の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだいじめ防止等対策委員会を組織するとともに、対応や調査についても指導・助言を得る。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

ここでいう重大事態とは、いじめにより

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

などのケースを想定する。

なお、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査報告に当たる。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

4 懲戒処分

校長は本校学則第27条により、加害生徒については懲戒処分を行う。処分については県教育委員会の定める「生徒懲戒の手続等に関する基準」に則り行う。

なお、学校における懲戒処分は、例えば暴力行為における刑事罰（逮捕、審判等）や民事罰（慰謝料、損害賠償等）を妨げるものではない。

生徒懲戒の手続き等に関する基準（平成13年6月28日施行）

第2条 生徒に非行があってその情状が軽いと認められた場合は、その程度に応じ、戒告または謹慎を命ずるものとする。

2～3 略

第3条 生徒に非行があってその情状が重いと認められた場合は、その程度に応じ、停学または退学を命ずるものとする。

2～3 略

埼玉県立大宮高等学校学則（平成26年4月1日施行）

第27条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。

3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限って行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 略

5 いじめの未然防止策に係るPDCAサイクル

PLAN

4月 いじめ防止等対策委員会の発足、年間計画の詳細策定

DO

通年 いじめ防止策の実行

CHECK

1月～2月 年度総括し、改善点の洗い出し

ACTION

3月 新しい年間計画の策定→年間計画の詳細策定（4月）へ

6 保護者の責務

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

このことを保護者は十分理解し、子供がいじめの加害者にも被害者にもならないように子供と話し合いの機会を持ち、指導を行う。また家庭において日ごろから子供の様子を観察し、兆候が見られたと思われる際には、すぐに学校と連絡を取り、早期発見、早期解決に努めるものとする。また、子供たちに自ら命を絶つ事故が発生している状況を踏まえ、子供に対し、生命を大切にすることを家庭でも繰り返し行う。

子供がいじめの加害者となってしまった際には、その事実を受け止め、子供に対して適切な指導を行うとともに、被害者に誠意を持って対応する。

7 年間計画

	1年	2年	3年	その他
4月	全校集会 学年集会 個人面談	全校集会 学年集会 個人面談	全校集会 学年集会 個人面談	いじめ防止等対策委員会
5月	登校指導 非行防止教室	登校指導	登校指導	非行防止強化期間
6月		人権教育		非行防止強化期間 教員相互の授業見学月間
7月	個人面談	個人面談	個人面談	非行防止強化期間 授業評価アンケート
9月	全校集会 登校指導	全校集会 登校指導	全校集会 登校指導	いじめアンケート実施
10月				いじめ防止等対策委員会
11月	人権教育 保護者面談	保護者面談	人権教育 保護者面談	いじめ撲滅強化月間 教職員事故防止研修会 教員相互の授業見学月間
12月			個人面談	授業評価アンケート
1月	個人面談	個人面談	個人面談	
2月	個人面談	個人面談		いじめ防止等対策委員会
3月	学年集会	学年集会		

* 全校集会、学年集会において、生徒指導部主任、学年主任等からいじめに関する講話を行う。

* 担任会議（隔週）で生徒の状況確認を行う。

朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の生徒より早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係りなどを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされる <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない
昼食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 昼食をとらない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争をやらされている <input type="checkbox"/> いつも片づけをやらされている
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、濡れたりしている

<p>帰りの会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりする <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたままにいる <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れられている
<p>部活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけど、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠されている <input type="checkbox"/> 孤立している
<p>放課後から下校時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る
<p>学校生活全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 特定の生徒の机や持ち物を触ろうとしない <input type="checkbox"/> 提出物等にかげりのある表現が見受けられる

【参考】埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の概要

